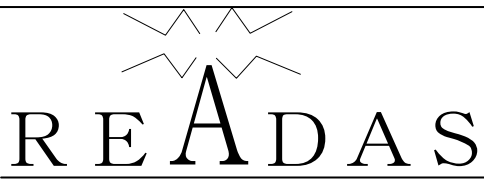


第 5520 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 7月29日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

社会保険料の損金算入時期

Q：当社は8月20日決算の会社です。期末に7月に支払った社会保険料の3分の2に相当する金額を未払金で計上することは認められますか？

A：認められません。

【解説】

法人税法では、その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く）の額とされています。

そして、法人が負担する社会保険料の額については、その保険料の額の計算の対象となった月の末日の属する事業年度において損金の額に算入することができることとされています。これは、法人が負担する社会保険料は、被保険者が月末において在職している場合には、同者に係る保険料を翌月末日までに納付することとなり、被保険者が月の中で退職した場合には、同者の退職月に係る保険料は納付する義務はないことによるものです。

したがって、法人の負担する各月の社会保険料の支払債務はその月の末日における従業員の在職の事実をもって確定することになりますので、決算月の20日に前月の支払保険料の3分の2に相当する金額を未払金計上することは認められません。

